

徳島県景観サポーター制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、景観に興味を持ち、本県の景観づくりに関する活動を実践する個人又は団体を募り、情報や交流の場を提供することにより、県民の景観意識の醸成と景観形成活動の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 徳島県景観サポーター（以下「サポーター」という。）とは、景観に興味を持ち、本県の景観づくりに関する活動を実践し、県が作成するサポーターリストに登載された個人又は団体とする。

(サポーターの募集及びサポーターリストの登載)

第3条 県は、募集要領を作成し、広くサポーターを募集する。

2 県は、徳島県景観サポーター申請書（第1号様式）による申請があり、かつ、サポーターリストについて第4条に基づく取り扱いがされることについての承諾があった場合は、サポーターリスト（第2号様式）に登載する。

3 サポーターは、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに県に変更届（様式第3号）を提出しなければならない。

4 県は、前項による変更届があった場合は、速やかにサポーターリストを修正する。

(サポーターリストの取り扱い)

第4条 県は、景観形成活動の促進のためにサポーターリストを使用する。

2 県は、市町村又は民法第34条の法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人から、景観形成活動を目的としてサポーターリストの提供申請（第4号様式）があった場合は、サポーターリストの写しを提供することができる。

(サポーターへの情報提供)

第5条 県は、サポーターに対し、景観や景観形成活動に関する情報を提供するものとする。

(庶務)

第6条 サポーター制度に関する庶務は、県土整備部都市計画課で処理するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年10月31日から施行する。